

(案)

秦南団地（シキボウ跡地）利活用基本計画

平成 年 月

高知県・高知市・高知赤十字病院

目 次

はじめに	1
1 土地の概要	2
2 土地の沿革	2
3 土地利活用基本計画	2
(1) 土地利用計画図	2
(2) 高知市北消防署の整備	2
①整備の目的及び必要性	2
②整備場所の選定理由	2
③施設の概要（予定）	3
④整備スケジュール（予定）	3
(3) 高知赤十字病院の整備	3
①整備の目的及び必要性	3
②整備場所の選定理由	4
③施設の概要（予定）	4
④整備スケジュール（予定）	4
(4) 道路（仮 高知駅秦南町線）の整備	4
①整備の必要性	4
②整備方法	5
③整備の概要	5
④今後のスケジュール（予定）	5
（資料1）利活用計画の検討等の経過	6
（資料2）秦南団地利活用検討会設置要綱	7
別添 秦南団地土地利用計画図	8

はじめに

高知県土地開発公社が所有する秦南団地（シキボウ跡地）については、平成6年に公社が取得して以来、その利活用について県民の皆様から様々なご意見をいただき検討してまいりました。

高知市は、市北部の人口増や市域拡大に対応する消防機能を強化するとともに、大規模災害発生時の救助活動や県外からの緊急消防援助隊の受け入れを行う防災拠点とするため、北消防署の立地について県に要望を行いました。北消防署は防災拠点となることから、新たな南海トラフの地震・津波の予測を踏まえ、県・市で対応を検討することとしていました。

一方、高知赤十字病院は、現病院の狭隘や老朽化に対応し、患者サービスの向上や医療機能の充実を図るために、建て替える場合の候補地のひとつとして、平成22年に県に要望を行いました。その後、東日本大震災が発生し、現在の病院周辺が長期浸水予測エリアにあることなどから平成24年に再度、県に要望を行いました。県は、高知赤十字病院が北消防署と同様に災害時の拠点となる施設であることから、新たな予測を踏まえ、北消防署と合わせて対応を検討することとしていました。

その後、県が公表した県版の第2弾の震度分布・津波浸水予測や長期浸水予測図において、秦南団地周辺は最大クラスの地震でも一時的な浸水に留まり、長期浸水予測エリアにはならず、災害時にも消防署や広域的な災害拠点病院としての機能を発揮することが可能であることが判明いたしました。

北消防署は、人口が急増した市北部の消防防災拠点として南海トラフ地震に備えるためにも早期の整備が望まれております。高知赤十字病院は、県内全域からの負傷者を受け入れる広域的な災害拠点病院として、また、被災地で医療救護活動を行う専門の医療チームを派遣するDMAT^(※注)指定医療機関として役割を担う必要があります。

秦南団地は、長期浸水予測エリアにはならず、また、大規模災害発生時にも高知インターチェンジを利用して県内各地から負傷者等を搬送することが可能な位置にあり、県外からの支援の受け入れを想定した場合の利便性も高いと考えております。

加えて、現在、高知赤十字病院は、救命救急センターを設置している第三次救急医療機関として県内全域から重篤な救急患者を受け入れており、ヘリポートの設置などにより救急医療機能の向上も図れます。

そのため、平成25年8月26日に開催した高知県・高知市連携会議において、南海トラフ地震に備え、県民の皆様のお安全・安心を確保するとともに、平時の消防機能と救急医療機能の強化を図るために、高知市北消防署と高知赤十字病院の整備を前提に秦南団地の利活用の具体的な検討を進めることとなり、高知県、高知市、高知赤十字病院の関係部署及び秦南団地の利活用に関する関係機関の代表者等からなる秦南団地利活用検討会を設置し、検討してまいりました。この計画は、その検討内容を取りまとめたものです。

今後は、この計画を基に高知市、高知赤十字病院がそれぞれ施設整備を具体化しますとともに、高知市と県が連携して道路整備を進めてまいります。

※注) DMAT(Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム)

1 土地の概要

- (1) 所在地：高知市秦南1丁目137-1
- (2) 所有者：高知県土地開発公社
- (3) 面積：43,748.11平方メートル（実測）

2 土地の沿革

- 平成6年3月 高知県土地開発公社が敷島紡績株式会社から55,951平方メートルを5,583,000千円で取得
- 平成8年3月 四国財務局に12,194.83平方メートルを1,298,749千円で売却。国家公務員宿舎進入路として約3,600平方メートルを無償貸与
- 平成12年10月 イオンモール株式会社に道路用地7,986.8平方メートル、臨時駐車場用地6,942平方メートルを有償貸与

3 土地利活用基本計画

(1) 土地利用計画図（別添）

別添の土地利用計画図に基づき、今後、高知市が北消防署を、高知赤十字病院が病院を整備します。道路整備については、市が都市計画決定後、県が施工します。

(2) 高知市北消防署の整備

①整備の目的及び必要性

高知市北消防署は、平成11年12月に市が策定した「消防署所配置適正化計画」に位置付けられたもので、人口が急増した市北西部の消防防災拠点として整備を計画しています。具体的には、現在の中消防署の本署機能・消防業務を北消防署に移管したうえで、江ノ口出張所と統合整備することを計画しています。いずれの庁舎も耐震基準を満たしておらず、南海トラフ地震発生時に消防・防災拠点としての機能を保全し、迅速な応急対策、復旧・復興を進めるためにもできるだけ早い整備が望まれています。

また、通常の消防活動においても、秦、初月、江ノ口地区の北部地域は火災件数が多い地域であり、建物の耐火性能や密集度の関係から火災が発生した場合に早期に消火活動が行える地域内に消防署所を設置する必要性があることや、北部地域が市内で最も救急需要の増加率の高い地域となっていることから、北消防署の整備が必要とされています。

②整備場所の選定理由

消防署の設置場所の要件としては、市街地内であること、一定以上の敷地面積の確保が可能であること、幹線道路の沿線であることなどが必要とされています。

東日本大震災以降、高知市では北消防署候補地の再検討を行い、以下の理由により秦南団地が最適と判断しました。

- ア 長期浸水予測エリアにないこと
- イ 面積3,000平方メートル程度が確保できる更地であること
- ウ 県道高知北環状線に短時間で接続できること

なお、新たに県が公表した最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の津波・浸水予測では、秦南団地周辺は最大で60センチメートル程度の一時的な浸水となる予測であり、南海トラフ地震に備え、建物を一時的な浸水から守るよう整備していく予定です。

あわせて、南海トラフ地震に備えた消防活動の継続計画についても、今後、高知市において検討を重ねていくこととなります。

③施設の概要（予定）

- ・敷地面積：約3,800平方メートル
- ・建物等：消防庁舎、防災学習・予備車庫棟、訓練用地、自家用給油所、貯水槽等を予定
- ・中消防署と江ノ口出張所の人員・車輛を北消防署に集約し、消防力の強化を図るとともに、訓練施設の整備や防災学習等の市民啓発活動の充実を図っていくよう検討しています。さらには、大規模災害への対応を強化するため、北部地域の災害活動拠点、長期浸水地域の活動拠点、緊急消防援助隊の受援拠点として整備をしていくこととしています。

④整備スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---------|
| ・平成26年度 | 基本構想 |
| ・平成26年度～27年度 | 基本・実施設計 |
| ・平成28年度 | 建築工事 |
| ・平成29年4月 | 開署 |

（3）高知赤十字病院の整備

①整備の目的及び必要性

現在の建物は本館が昭和60年、南館は平成6年に完成し、すでに建築からそれぞれ28年、19年が経過しています。昭和60年の本館建設時と比べますと、職員数は423人から820人と約2倍に増加し、診察室や手術室、各種検査室、会議室などが手狭で数も不足しています。

また、プライバシーへの配慮など入院患者の生活環境を充実させることが必要となっており、個室を増やすことや水回りの改修などを検討していましたが、建物の構造や建ぺい率、容積率の関係でその対応ができない状況となっています。加えて、駐車場が狭く、バスや車の通行などで地域にも迷惑をおかけしており、大規模な改修が必要になっている状況です。

さらには、東日本大震災が発生し、それを契機として示された最新の知見に基づく津波・浸水予測によると、現在地は、発生頻度の高い一定規模の南海トラフ地震が発生した場合でも長期浸水エリアになることが想定されています。現在地では災害拠点病院としての役割を果たすことが困難であると判断し、高知赤十字病院は、秦南団地への移転を県に要望しています。

今年5月に公表された県の被害想定においては、最大3万6千人もの負傷者の発生が想定されており、県民の皆様の命を救うためには、高知赤十字病院が広域的な災害拠点病院及びDMAT指定医療機関としての機能を最大限に発揮してい

く必要があります。

高知赤十字病院は、災害に強い病院機能の確立を目指し、秦南団地に移転することで南海トラフ地震発生時にも長期浸水や津波浸水による被害を回避するとともに、救急医療や災害時の活動を強化するためヘリポートを整備する予定です。

また、大規模災害に備え自家発電設備や給水設備等の非常用設備を強化するとともに、駐車場を活用して DMAT や北消防署などと連携して、医療救護活動を行うこととしています。

さらには、地域の中核病院として診療機能を充実してまいります。施設面では、個室率を高め、トイレや浴室などを改善し、入院患者の生活環境を整備するとともに、駐車場を増やすなど、患者サービスの向上を図る予定です。

教育研修につきましても、現在、取り組んでいる研修医の育成や看護師等の実習教育活動、地域の医療従事者への研修なども充実していきたいと考えています。

②整備場所の選定理由

高知赤十字病院は以下の理由により秦南団地が最適と判断しました。

- ア 現病院から近く、長期浸水予測エリアにはないこと
- イ 高知インターチェンジから近く、大規模災害時に救急患者の受け入れや県外からの救援隊や物資の受け入れが円滑に行えること
- ウ 現在の敷地（約 10,254 平方メートル）の 3 倍程度の面積が確保できることから、診療機能の充実や患者サービスの向上が図れるとともに、ヘリポートの整備が可能となること。また、将来の建て替えにも対応できること
- エ 外来者用の駐車場が一定規模確保でき、災害時にはその駐車場をヘリポート等として活用し、DMAT や北消防署などと連携して医療救護活動が行えること

③施設の概要（予定）

- ・敷地面積：約 29,000 平方メートル
- ・建物等：病院本体、駐車場、駐輪場、ヘリポート等を予定

④整備スケジュール（予定）

- ・平成 25 年度～26 年度 基本構想
- ・平成 26 年度～27 年度 基本設計
- ・平成 27 年度～28 年度 実施設計
- ・平成 29 年度～30 年度 建築工事
- ・平成 31 年 3 月 開院

（４）道路（仮 高知駅秦南町線）の整備

①整備の必要性

現在の周辺の道路状況は、北側の県道においては、東西通過車両とイオンモール高知への進入車両等により、西側の市道においては、市内中心部からイオンモール高知への進入車両等により渋滞しており、特に週末や休日の雨天時には著しい渋滞が発生しています。

秦南団地に北消防署と高知赤十字病院が立地しますと、平時の消防活動や救

急・救命活動や病院で受診される患者さん等の車両により、交通量が増加し、周辺道路の慢性的な渋滞が懸念されます。また、週末や休日に発生しています著しい渋滞時には消防活動等の消防等の緊急活動に支障をきたすことも懸念されます。

こうしたことから、秦南団地と産業道路を結び、両施設へのスムーズなアクセスを確保するとともに、周辺道路の交通を分散するために新たな道路の整備が必要と考えています。

②整備方法

「都市計画道路 高知駅秦南町線」(高知市道)として市が都市計画決定を行い、県が街路事業として整備を行います。

③整備の概要

延長 約750m

※現在、高知市において、必要車線数、道路構造等について調査・設計中

④今後のスケジュール (予定)

平成26年度	都市計画決定及び事業認可 道路実施測量設計、用地測量調査開始
平成27年度	用地買収開始
平成28年度	道路工事開始

<資料 1 >

利活用計画の検討等の経過

平成 25 年 8 月 26 日	平成 25 年度高知県・高知市連携会議において秦南団地に高知市北消防署と高知赤十字病院を整備することを前提に検討していくことを合意
平成 25 年 8 月 30 日	秦南団地の土地の利活用計画の策定に向けて高知県、高知市の関係部署及び秦南団地の利活用に関する関係機関の代表者等をもって組織する秦南団地利活用検討会を設置 第 1 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 9 月 9 日	第 2 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 9 月 24 日	第 3 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 9 月 25 日	江ノ口地区、秦地区住民代表者への説明会開催
平成 25 年 9 月 28 日	新本町二丁目町内会等への説明会開催
平成 25 年 10 月 9 日	秦地区住民代表者(9 月 25 日に出席出来なかった方を対象)への説明会開催
平成 25 年 11 月 6 日	第 4 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 11 月 13 日	新本町二丁目町内会等への説明会開催
平成 25 年 11 月 15 日	第 5 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 12 月 3 日	第 6 回秦南団地利活用検討会開催
平成 25 年 12 月 6 日	江ノ口地区、秦地区住民代表者への説明会開催
平成 25 年 12 月 14 日	高知赤十字病院周辺町内会長等への説明会開催
平成 26 年 1 月 7 日	第 7 回秦南団地利活用検討会開催

<資料 2 >

秦南団地利活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 高知県土地開発公社が保有する秦南団地の土地の利活用を検討するため、秦南団地利活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 秦南団地の土地の利活用計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、秦南団地の土地の利活用策を検討するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる高知県、高知市の関係部署及び秦南団地の利活用に関する関係機関の代表者等をもって組織する。

- (1) 高知県総務部政策企画課
- (2) 高知県土木部都市計画課
- (3) 高知県土木部用地対策課
- (4) 高知県土地開発公社
- (5) 高知市総務部総合政策課
- (6) 高知市都市建設部都市計画課
- (7) 高知市消防局
- (8) 高知赤十字病院
- (9) (1)～(8)に掲げるもののほか、秦南団地の利活用に関する関係者

(会議)

第4条 検討会の会議は高知県総務部政策企画課が進行する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、高知県総務部政策企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

別添 秦南団地 土地利用計画図

